併設型ユニット型短期入所生活介護
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護
# ショートステイ　ハピネスもとき　運営規程

２０２６年１０月１日

（趣旨）
第　１条　社会福祉法人ファミリーが開設する「ショートステイ　ハピネスもとき」（以下『事業所』という）が行う短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）及び介護予防短期入所生活介護（以下「介護事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）
第　２条　介護保険法の趣旨に従い、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）
第　３条　利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用前の生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営めるよう支援する。
２　地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（名称及び所在地）
第　４条　施設の名称及び所在地は次の通りとする。
（１）名　称　　ショートステイ　ハピネスもとき
（２）所在地　　東京都足立区本木１－１４－１３

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第　５条　施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

（１）管理者　　１人（常勤）
管理者は、施設の職員及び業務の管理を一元的に行う

（２）職員

| 職　種 | 人　数 | 業　務　内　容 |
|---|---|---|
| 管　理　者 | １名 | 従事者及び業務の管理 |
| 医　師 | １名以上 | 医療に関する業務（非常勤） |
| 生活相談員 | １名以上 | 日常生活の相談・指導業務 |
| 介護職員 | 38 名以上 | 生活全般に関する介護・相談及び援助 |
| 看護職員 | 3 名以上 | 医療・保健衛生に関する業務 |
| 栄　養　士 | １名以上 | 献立・栄養指導に関する業務 |
| 機能訓練指導員 | １名以上 | 機能訓練に関する業務 |
| 介護支援専門員 | １名以上 | 介護計画の作成・管理 |
| 事　務　職 | １名以上 | 事務処理全般 |

※上記に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

※上記職員は、特別養護老人ホームの人員を含んでいます。

（３）職員の勤務時間

| 職　名 | 勤務形態 | 勤務時間 | 職　名 | 勤務形態 | 勤務時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管　理　者 | 日　勤 | ９：００～１８：００ | 介護職員 | 早　番 | ７：００～１６：００ |
| 医　師 | 非常勤 | | | 日　勤 | ９：００～１８：００ |
| 生活相談員 | 日　勤 | ９：００～１８：００ | | 遅　番 | １１：００～２０：００ |
| 看護職員 | 日　勤（早番） | ８：００～１７：００ | | 夜　勤 | １７：００～９：１５ |
| | 日　勤 | ９：００～１８：００ | 栄　養　士 | 日　勤 | ９：００～１８：００ |
| 機能訓練指導員 1 | 日　勤 | ９：００～１８：００ | 介護支援専門員 | 日　勤 | ９：００～１８：００ |
| 機能訓練指導員 2 | 日　勤 | ８：４５～１７：４５ | 事　務　員 | 日　勤 | ９：００～１８：００ |

※勤務時間は個別の雇用契約により変更することがある。

（職　務）

第　６条　職務は次のとおりとする。

１　管理者は業務管理に従事する。

２　事務員は管理、総務、庶務業務に従事する。

３　生活相談員は利用者及び利用者の生活相談に従事する。

４　機能訓練指導員は、利用者及び利用者の機能回復訓練に従事する。

５　介護職員は利用者の介護及び生活の援助に従事する。

６　看護師は医師の指示をうけ、利用者の看護、保健及び施設内の衛生管理に従事する。

７　管理栄養士は、利用者及び利用者の栄養管理を行う。

（職員の職務内容）

第　７条　職務内容は次のとおりとする。

１　利用者の入退所に関すること。

２　利用者に対する諸文書の収受、発送、保管、及び身上に関すること。

３　利用者の処遇に関すること。
４　利用者の介護及び機能回復訓練に関すること。
５　利用者の生活相談及び指導に関すること。
６　利用者の日課に関すること。
７　利用者のＡ．Ｄ．Ｌに関すること。
８　利用者の所持品保管に関すること。
９　利用者の看護に関すること。
10　施設内の保健衛生指導に関すること。
11　給食基準献立の計画に関すること。
12　調理給食に関すること。
13　炊飯器具類及び食材の清潔完全保管に関すること。
14　医薬品、衛生諸資材に関すること。
15　利用者の洗濯全般及び補修に関すること。
16　おむつ等の整理保管に関すること。
17　施設内外全般の清掃に関すること。

（勤務体制の確保）
第　８条　適切なサービスが提供できるよう、勤務の体制を定める。
①　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護又は看護職員を配置する。
②　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護又は看護職員を配置する。

（ユニット型短期入所生活介護事業所の利用定員）
第　９条　利用定員は、次の通りとする。
併設型全室個室ユニット２０人（１ユニット１０人の２ユニット）
空床型全室個室ユニット９９人（１ユニット１１人の９ユニット）

（通常の送迎の実施地域）
第１０条　足立区、荒川区、北区、埼玉県川口市、埼玉県草加市、埼玉県八潮市とする。

（サービス提供における事業所の義務）
第１１条　　利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮する。
２　利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認する。
３　利用者に提供したサービスについて記録を作成し、２年間保管するとともに、利用者または身元引受人の請求に応じて閲覧することができる。
４　利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じる。
５　事業所及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しない。

（事業所のサービスの内容）

第１２条　サービスの内容は、次の通りとする。

（１）入浴

・週２回、３日或いは４日に１回実施する。

・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができる。

（２）排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

（３）機能訓練

・日常動作のなかで行える訓練を取り入れ、身体機能の維持に努めます。

（４）健康管理

・医師や看護職員が健康管理を実施。

（５）その他自立への支援

・寝たきり防止のためできるだけ離床に努める。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援。

（利用料その他の費用の額）

第１３条　施設は、利用料の額を別紙料金表によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その額の１割、２割又は３割とする。理美容代、教養娯楽費等に関する諸経費については以下の費用を徴収する。

（１）電気料金

TV など施設での家電製品の利用のための電気料（１日当たり 50 円／部屋）

（２）理美容代

施設内にて訪問理美容料金実費分

（３）ホーム内喫茶

施設内にて喫茶利用料金。

（４）行事等で、施設外での外食実費料金

（５）レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動参加時の材料代等の実費分

（利用者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項）

第１４条　居室や整備、器具は本来の用法にしたがって利用する。

２　喫煙は決められた場所以外では行わない。

３　対人、対物に危害を加えたり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。

４　事業所内での他の利用者等に対する宗教活動及び政治活動は行なわない。

５　その他、契約書及び重要事項説明書の内容に反しない。

（緊急時の対応）

第１５条　サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関等へ連絡を行う等、必要な措置を講じる。

（秘密保持等）

第１６条　従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

３　利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文章により同意を得る。

（事故発生時の対応方法）

第１７条　介護事故に対する安全管理体制の確保を明確にする。

２　サービス提供中に事故が発生した場合は、各関係機関・ご家族等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。

３　利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、ご利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。但し、その損害の発生について、ご利用者に故意に又は過失が認められる場合、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合、事業所の損害賠償責任を減じる場合がある。

（身体拘束に対する対応）

第１８条　身体拘束は原則行わない。

２　身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録する。

（衛生管理等）

第１９条　感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会を定期的に開催するとともに、その対策を協議し、従業員にも周知していく。また、対応指針等を作成し掲示を行う。研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていく。

（苦情・ハラスメント処理）

第２０条　事業所は、提供した指定短期入所生活介護（予防含む）又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

２ 事業所は、適切な指定短期入所生活介護（予防含む）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、 従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第２１条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

（４）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする

（６） 虐待の防止のための指針を整備すること

（７）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること（研修計画の策定）

（８）上記措置を適切に実施するための担当者（および責任者）を置くこと。

（事業継続計画）

第２２条　業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定短期入所生活介護（予防含む）の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（記録の整備）

第２３条　利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、当該利用者の契約終了から２年間保管する。

（非常災害対策）

第２４条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）事業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

（２）非常災害用の整備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
（３）非常災害整備には常に有効に保持するよう努める。
（４）火災の発生や地震等に災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し任務の遂行に当たる。
（５）防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
① 防火教育及び基本訓練（消化・通報・非難）・・・・・・・・・・ 年１回以上
② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年２回以上
③ 非常災害用整備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・・・随時
（６）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（利用料金の支払方法）
第２５条 利用日の月締めで翌月１０日過ぎに請求書発行させていただき、請求月内に引き落としになります。その他の支払方法についてはご相談に応じます。

（利用の中止、変更、追加）
第２６条 利用予定期間の前にご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出る必要がある。
２ サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議する。
３ ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができる。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金は請求できる。
４ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金を請求する。
但し、ご利用者の体調不良や、不慮の事故、また連絡が難しい状況にあるなどの理由がある場合は、この限りではない。

| | |
|---|---|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 1日分の食事費用 |

（サービス利用中の医療の提供について）

第２７条　医療が緊急に必要とする場合、下記の協力機関にて診療及び入院治療を受けていただく事ができる。

協力医療機関

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 医療機関 | 病　院　名 | いずみ記念病院 | | |
| | 住　　所 | 東京都足立区本木１－３－７ | 電話番号 | 03-5888-2111 |
| | 病　院　名 | 水野記念病院 | | |
| | 住　　所 | 東京都足立区西新井６－３２－１０ | 電話番号 | 03-3898-8080 |
| | 病　院　名 | 東京北部病院 | | |
| | 住　　所 | 東京都足立区江北６－２４－６ | 電話番号 | 03-3854-3181 |
| | 病　院　名 | 梅田診療所 | | |
| | 住　　所 | 東京都足立区梅田８－１２－１０ | 電話番号 | 03-5681-5020 |

（契約終了について）

第２８条 契約の有効期限は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までだが、契約期間満了の２日前までに利用者から終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となる。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができるが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了となる。

① 利用者が死亡した場合
② 要介護認定によりご利用者の心身状況が自立と判定された場合。
③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合。
⑥ 利用者から解約または契約解除の申し出があった場合。
⑦ 事業所から契約解除を申し出た場合。

２　利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期限であっても、ご利用者から利用契約を解除することができる。
その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書を提出。
但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができる。

① 介護保険給付対象外サービスの利用変更に同意できない場合。
② 利用者が入院された場合。
③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合。
④ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
⑤ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。

⑥ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

⑦ 他の利用者がご利用者の身体･財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業所が適切な対応を取らない場合。

３　事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただく事がある。

① 利用者が、契約締結時にその心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

② 利用者による、サービス利用料金の支払いが２ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不正行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。

４　契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努める。

（苦情に対する対応）

第２９条　サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

２　苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。

３　場合により、関係機関等に報告する。

【事業所の窓口】

社会福祉法人　ファミリー
ショートステイ　ハピネスもとき
所　在　地：〒１２３－０８５３
東京都足立区本木１丁目１４番１３号
電 話 番 号：０３－５６５０―４８３３
ファックス　：０３－５６５０―４８３２
受 付 時 間：９時００分～１８時００分（月曜日～金曜日）

【市区町村窓口】

足立区福祉部介護保険課事業者指導係
所　在　地：〒１２０－８５１０
足立区中央本町１丁目１７番１号
電 話 番 号：０３－３８８０－５１１１
受 付 時 間：８時３０分～１７時００分（土・日・祝を除く）

【足立区公的団体の窓口】
足立区社会福祉協議会基幹地域包括支援センター
所　在　地：〒１２１－０８１６
　　足立区梅島３丁目２８番８号
電 話 番 号：０３－６８０７－２４６０
受 付 時 間：９時００分～１７時００分　（日・祝を除く）

【公的団体の窓口】
東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談窓口
所　在　地：〒１０２－００７２
　　東京都千代田区飯田橋３丁目５番１号　東京区政会館 11 階
電 話 番 号：０３－６２３８－０１７７
受 付 時 間：９時００分～１７時００分（土・日・祝を除く）

（その他運営に関する留意事項）
第２７条　自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。